

入札説明書

第三学区放課後児童クラブ新築工事に係る鶴岡市公告第 195 号の公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格一般

- (1) 公告 3 の (3) のカ「鶴岡市から指名停止を受けていない者であること。」とは、公告 8 の (2) 申請書の受付の最終日である令和 7 年 10 月 27 日 (月) から公告 9 議会の議決要件及び契約締結の市議会の議決を得るまでの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書及び確認資料 (公告 4 の (1) の書類をいう。以下同じ。) を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (3) 技術者については、入札参加者名簿への登録に係る建設工事入札参加資格申請の関係書類 (技術職員名簿) に記載された者の内、入札参加資格確認申請書の提出日において、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、常勤が確認できる者とする。
- (4) 建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者を確認すること。また、監理 (主任) 技術者制度を的確に運用するための「監理技術者制度運用マニュアル」も確認すること。

国土交通省ホームページ内「監理技術者制度運用マニュアル」

(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf>)

(最終改正 令和 7 年 1 月 28 日 国不建技第 147 号)

「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めているので確認すること。

(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/sitauke-sidouyouryou.html>)

2 入札手続等

- (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし発注者の指示による場合を除く。

3 施工実績及び配置予定技術者の経験

- (1) 施工実績の記載は、公告中入札参加者の資格に掲げる要件を満たす工事 1 件とする。
(様式第 2 号関連)
- (2) 施工実績については、令和 7 年 10 月 8 日現在工事が完成し引き渡し完了しているものに限る。
- (3) 会社及び配置技術者の施工実績については、記載した工事に係る①契約書の写し (又は工事履行証明書)、②特記仕様書等の写し (又はコリンズの写し) 及び③協定書の写し (建設工事共同企業体受注工事の場合のみ) を提出すること。①契約書の写し (又は工事履行証明書) は、工事名、発注者、請負者、工期及び請負金額を確認できる部分のみでよく、②特記仕様書等の写し (又はコリンズの写し) は、公告 3 の入札参加者の資格

を満たす施工実績であることを確認できるものを提出すること。

- (4) 配置予定者は複数名の配置候補者が挙げられている場合、その配置候補者の中から選ぶことができる。配置候補者として挙げられていない者への配置予定者の変更は、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合のみとする。
- (5) 配置予定者は公告 8 の (2) の申請書の受付の最終日である令和 7 年 10 月 27 日 (月) 時点において本店又は営業所の専任技術者でないこと。
- (6) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。(様式第 3 号、第 3 号の 2、第 3 号の 3 関連)
- (7) 配置される監理技術者又は主任技術者は入札参加資格確認申請書の提出日において前 3 ヶ月以上の雇用期間があることが必要である。
- (8) 確認資料の配置予定技術者の施工経験における職名で、現場代理人、監理技術者又は主任技術者以外の職名を記載した場合は、その具体的な業務内容を簡単に記載すること。

4 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により申請者に令和 7 年 10 月 29 日 (水) までに通知する。

5 入札参加資格がないと認められた理由についての説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面によりその理由の詳細説明を求められることができる。
 - ア 提出期限は、令和 7 年 11 月 4 日 (火) 午後 4 時まで
 - イ 提出場所は、鶴岡市馬場町 9 番 25 号 鶴岡市総務部契約管財課 (本所 3 階)
電話番号 (ダイヤルイン) 0235 (35) 1154
 - ウ 提出方法は、書面を持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 説明要求があった場合には、説明を求めた者に対し、令和 7 年 11 月 5 日 (水) 午後 4 時まで書面により回答する。

6 設計図書等の閲覧及び貸し出し

当該工事に係る設計図書等の閲覧及び貸し出しは次による。ただし、貸し出しの対象は、入札参加資格確認申請書を提出した者及びその予定者とする。

- (1) 鶴岡市役所 3 階契約管財課及び鶴岡市ホームページ
※ 電子データとして全てを鶴岡市ホームページに掲載しているため、貸し出しは事前に電話等でご連絡ください。
- (2) 期間は、入札日の前日まで

7 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。
 - ア 質問受付期間は、令和 7 年 10 月 24 日 (金) 午前 10 時まで
 - イ 提出場所は、5 の (1) のイに記載の場所
 - ウ 提出方法は、書面を持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1) の質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 29 日 (水) 午後 4 時から質問者に書面により通知するとともに、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 質問閲覧期間は、入札日の前日まで (市の休日を除く) の午前 9 時から午後 5 時ま

で（正午から午後 1 時までを除く）とする。

イ 閲覧場所は、5 の（1）のイに記載の場所

8 入札及び開札

（1）入札書は、持参によるものとする。

（2）入札に当たっては、入札参加資格確認通知の写しを持参すること。

（3）入札時間に遅れたときは、入札に参加することはできないものとする。

（4）入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した同額の工事費内訳書の提出を求める。提示を求める工事費内訳書は、貸し出しに係る設計書と同様の内容の内訳明細書に数量、単価及び金額等の全てを記入したものとする。ただし、単価レベルの内訳明細書は不要とする。なお、項目が同じであれば、様式は問わないが、所在地、商号、代表者名を記入し押印のうえ、入札時に提出すること。提出が無い場合は入札に参加することが出来ない。

（5）正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

（6）鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）、入札条件（令和元年 6 月 1 日改定）、鶴岡市入札要綱（令和 2 年 4 月 9 日改定）に定めるもののほか、次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、仮契約締結済みの場合は仮契約を解除する。

ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）の入札

イ 申請書又は確認資料虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の金額が同額でないもの、又は工事費内訳書を提出しない者の入札

エ 市議会の議決を得るまでに鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた構成員を含む特定建設工事共同企業体の入札

9 落札者の決定方法

（1）この入札は、鶴岡市変動型最低制限価格制度の対象とする。落札決定にあたっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格とする。

詳細は市のホームページ「鶴岡市変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照すること。

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/301227henndougata.html>

（2）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

10 支払いの条件

（1）前金払いは、「現場説明事項」によるものとする。

（2）中間前金払いは、「現場説明事項」によるものとする。

（3）部分払いは、「現場説明事項」によるものとする。

11 添付書類

- (1) 申請書（様式第1号）及び確認資料（様式第2号、第3号、第3号の2、第3号の3、第4号、特定建設工事共同企業体協定書の写し、委任状）
- (2) 設計図書一式